

NPO あだちの ^{わだち} 轍 **だより**

2011

11・12月

あだちNPOフェスティバル2011 満員御礼！ありがとうございました！

平成23年11月12日（土）足立区役所にて「NPOフェスティバル」が開催されました。今年も、たくさんの方にご来場いただき、大盛況のうちに終了することができました。

体験ブース、ステージ発表、チャリティ市場にご出展いただいた団体のみなさまのご協力に感謝いたします。ありがとうございました！！



地域の芽生え21×サエラ トークセッション



ステージ発表



体験ブース



チャリティ市場

専門相談員にきく **教えて先生！NPOマネジメント**

Q. 質問： 活動を開始して2年目を迎える団体です。現在は2週間に1回の頻度でイベントを開催しています。通常のメンバーでは足りないため、特定のボランティアスタッフに当日の運営を任せています。1回3000円程度の謝礼を支払っています。今後イベントの頻度が増えた場合、雇用契約を結ぶべきでしょうか。

A. 回答： 足立区NPO専門相談員 社会保険労務士 富田 正隆 先生

ボランティアとは「自ら進んで社会奉仕等に参加する人」です。この場合共同事業者に対する謝金は原則として自由に決められます。この対象のボランティアを募集するときには「事業に自ら進んで共同事業者として参加してもらうときの報酬を支払います」と説明し「応募した人に労働者として募集したのではない」事を理解してもらうことが大切だと思います。（事前説明義務）。

次に**スタッフが事業主（NPO法人を含む）の仕事を請け負った場合や事務委託を受けて仕事をした場合は、その請負うスタッフや、事務委託をするスタッフは労働者ではありません。**事業主は原則として自由に請負契約書や事務委託契約書でその料金を決められます。

同じような状況でも**事業主（NPO法人を含む）が使用者としてこの事業を発展させるためスタッフを雇う（雇用契約）場合は、このスタッフは「職業の種類を問わず、事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」となり労働基準法により「労働者」になります。**同法で「賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」とされています。

この場合はイベントの頻度に関係なく雇用契約を結ぶ必要があり、契約書が無くても実態として上記の労働基準法の条文のようになっていれば「労働者」になり、最低賃金（東京都＝837円／時間；10月より改定）が決められていて、賃金の支払方法等も労働基準法で定められています。労働者性について争いがある場合の、労働者と認められた裁判例の主なもの以下の通りです。

- ①業務の指示等の諾否の自由が無く、内容及び遂行方法について使用者の具体的な指示を受けている
 - ②場所や時間が指定され管理されて報酬が時間給で計算されている等です。
- 裁判例についてはこの他にもありますので必要に応じて個別にご相談ください。

専門相談は、団体運営の強い味方です！お気軽にご相談ください。※完全予約制

◆日本生命財団（ニッセイ財団） 生き生きシニア事業助成＜東京都用＞

【応募資格】 高齢者が主体となって地域に密着し、地域に貢献する活動に取り組んでいる民間団体

【助成対象事業】 「児童・高齢者」「就業中現役・高齢者」の2世代もしくは「児童・就業中現役・高齢者」の3世代で展開する多世代協働・交流型の事業

【助成金】 1団体50万円を限度

【応募期間】 平成23年11月25日（金）締切

【掲載サイト】 <http://www.tvac.or.jp/di/19882.html>

【助成対象期間】 平成24年4月1日から平成25年3月31日

【申込・問合せ】 東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課推進係 TEL: 03-5320-4045

◆独立行政法人国立青少年教育振興機構 平成24年度 子どもゆめ基金

【応募資格】 子どもの健全な育成を図ることを目的に子どもの体験活動や読書活動の振興に取り組む団体

【助成対象事業】 子どもを対象とする体験活動や読書活動

【助成金】 1活動あたり標準額 50万円(市区町村規模の場合)

【応募期間】 平成23年12月5日(月)消印有効

【掲載サイト】 <http://yumekikin.niye.go.jp/jyosei/index.html>

【助成対象期間】 平成24年4月1日から平成25年3月31日

【申込・問合せ】 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部

フリーダイヤル:0120-579081(携帯不可、平日9時～5時45分)

電話: 03-5790-8117・8118 FAX: 03-6407-7720

E-mail: yume@niye.go.jp

機関紙は隔月発行です。リアルタイムな助成金情報入手のために、**協働パートナーサイトの「助成金」のページをチェック、メールマガジンに登録しましょう！** 詳細は > <http://adachi-kyodo.genki365.net/> にアクセス！
または センターで助成金の申請書の書き方指導もできます。ぜひご来館ください。

イベント情報・お知らせ

被災地支援活動のお知らせ

団体運営お助け講座

あなたの団体は大丈夫？うまくいく組織・いかない組織

- 日時 12月10日（土）10時～正午
- 内容 NPOの事業を継続させるために、何をどのような手順で考えて行けばよいのかを、「ビジョン」と「組織づくり」をキーワードにしながら学びます。

- ◆会場 足立区NPO活動支援センター
- ◆対象 足立区内の任意団体やNPO法人の方
- ◆参加費 無料
- ◆定員 15名
- ◆お申込 電話・FAX・メールにて受け付けます
電話 : 03-3840-2331 FAX: 03-3840-2333
メール : npo-sc@adachi.ne.jp
※お申込の際に下記を明記して下さい
「講座名(お助け)」、住所、氏名、年齢、電話、FAX、メールアドレス、その他知りたいこと

心柱(ここばしら)プロジェクト



心柱は、五重の塔の中心の柱の意味であるが、今回の震災でも倒れず、折れず、柔軟な身のこなしで震災をかわしことにあやかり、被災地住宅の柱が再利用され、この木の札に思いを込めて、被災地の方々と共有する木札であると共に、このプロジェクトが、被災者の正に「心の柱」と願うものです。そして売上が直接製作者の手元に届くように地元ボランティアと協働のプロジェクトにしました。

企画 NPO法人地域の芽生え21
協力 区民課NPO活動支援係

この木札ストラップを1枚500円にて販売します。内訳は350円が加工した被災者本人に、100円が石巻などの市民活動団体に、そして50円を当NPO法人がこのプロジェクトを維持継続するための活動費となります。

どうか、皆さまにもお買い求めいただき、被災地を支援してください。売っている場所、方法など、お問い合わせは「地域の芽生え21」まで、メール・FAXでどうぞ。また、預かって販売していたく団体や販路の開拓への協力をお願いします。

連絡先: NPO法人地域の芽生え21 担当クワバラ
TEL 080-5649-1910 / FAX 03-3886-5858
Eメール info@mebae21.com

発行: 足立区NPO活動支援センター 足立区梅田7-13-1(梅田図書館1階)
TEL: 03-3840-2331 FAX: 03-3840-2333
Email: npo-sc@adachi.ne.jp URL: <http://adachi-kyodo.genki365.net/>

担当所管 足立区 区民課 NPO活動支援係 TEL: 03-3880-5020
◆工事日のため午後5時で閉館 : 11/16、17、18、19
◆施設点検日(午後5時で閉館) : 11/30、12/28

年末年始の休館について

【休館日12月29日(木)～1月3日(火)】

年内最後の開館日は、12月28日(水)

新年最初の開館日は、1月4日(水)

※両日とも午後5時までの開館となります。

団体ポスター掲示情報【区役所中央館2階】

以下の団体のポスターを掲示中です。ぜひお立ち寄りください。
【11月】日本バントワリング協会、ライフデザイン研究所
【12月】足立ほがらかネットワーク、足立たすけあいワークスつみき

NPO法人情報 (平成23年9月末現在)

- 足立区内に主たる事務所を置くNPO法人 161団体
- 足立区内に事務所を持つNPO法人 179団体
(東京都認証143団体/内閣府認証36団体)
- NPO法人認証数 東京都7023団体
全国43631団体